

外国人船員手帳（漁船）に係る各種申請案内

船員手帳関連の申請種類別 必要書類一覧

申請内容	手数料	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
新交付	1,950円	○	○	○	○	○		18歳以上の方は不要 ○	船員手帳がなければ不要 ○	窓口申請であれば不要 ○
再交付	1,950円	○	○	○	○	○	○		船員手帳がなければ不要 ○	窓口申請であれば不要 ○
書換（更新）	1,950円	○	○	○	○	○			○	窓口申請であれば不要 ○
訂正	430円	○	○		○				○	窓口申請であれば不要 ○

※新交付となるのは、過去に手帳を受有したことがない場合。または、受有する手帳の有効期限が1ヶ月以上経過している場合。

※再交付となるのは、手帳を紛失し、その手帳が現在も有効の場合。または、手帳を紛失し、その手帳が有効期限経過後1ヶ月以内の場合。

必要書類

① 申請書

- 新交付：船員手帳交付申請書
- 再交付：船員手帳再交付（書換え）申請書
- 書換：船員手帳再交付（書換え）申請書
- 訂正：船員手帳訂正申請書

② 収入印紙

- 申請内容に応じ、上の表に記載の金額分の収入印紙を同封してください。

③ 写真 2枚（裏面に名前を記入）

- 縦4.5cm×横3.5cm
- 申請日前6ヶ月以内に撮影したもので、単独、無帽かつ、正面上半身で台紙に貼らないもの

④ 在留カードのコピー（表裏両面）

- 現に有効な在留カードの両面をコピーしてください

⑤ 雇用の事実を証明する書類

- 在留資格に応じて必要な書類が異なります
- 特定技能→指定書のコピー
- 技能実習→船舶所有者が発行する雇用証明書

⑥ 顔末書

- 船員手帳を紛失等した場合であって、その手帳の有効期間内の場合（経過後1ヶ月以内を含む）

⑦ 法定代理人の承諾書

- 法定代理人全員が申請者が船員になることについて、許可したことを証する書類
- 申請者が18歳未満の場合のみ添付が必要

⑧ 現在受有する船員手帳

- 有効期限の有無に関わらず手帳原本があれば送付

⑨ 返信用レターパック（郵送申請のみ）

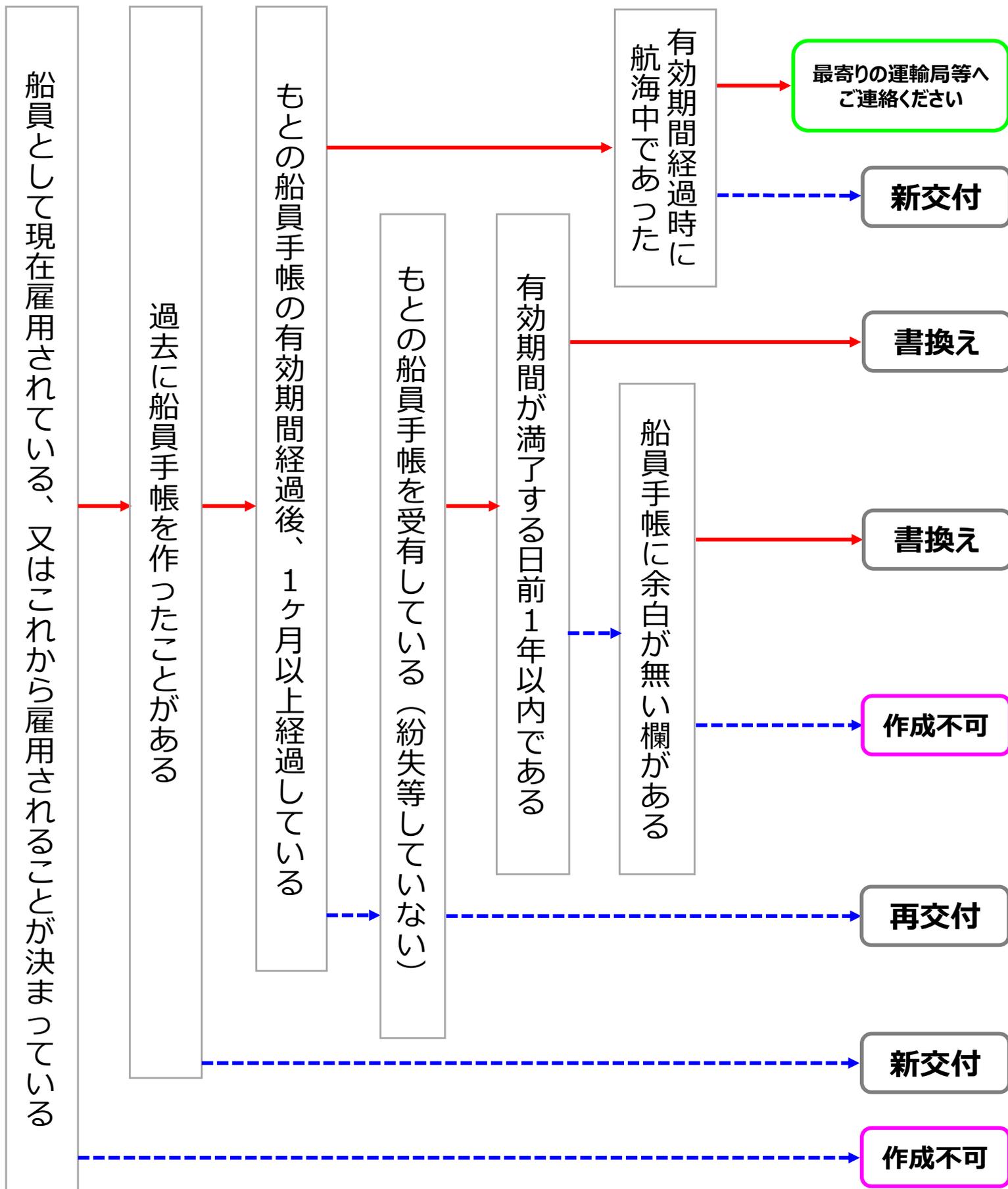
申請方法・注意事項等

- ・申請は郵送申請または窓口申請のいずれかになります。窓口申請の場合、船員本人が来局する必要はありません。
- ・北海道内では北海道運輸局海技資格課のみの受付です。運輸支局・海事事務所・市町村では手続きできません。
- ・郵送の場合は必要書類を下記まで送付してください（レターパックまたは（簡易）書留郵便に限る）。
- ・手帳受有の有無、有効期限等が不明な場合は、名前（英字）と生年月日をご用意の上、下記までご連絡ください。
- ・技能実習生の場合は、事前に一般社団法人大日本水産会への手続きが行われており、一般社団法人大日本水産会から国土交通省あてに所要事項の連絡がなされていることが必要です。

【申請・問い合わせ先】北海道運輸局 海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課
〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 TEL:011-290-2772

船員手帳の交付に関するフローチャート

→ はい
- - - いいえ



船員手帳に記載されているフリガナ等に変更があった場合

上記申請とは別に船員手帳訂正申請が必要になりますので、書類を用意する際は、上記申請に加えて訂正申請に必要な書類もご用意ください。